

# オーストラリア会計基準審議会 (AASB) との二者間会合の概要

ASBJ 専門研究員 やまぐち なみ 山口 奈美

## 1. はじめに

2018年3月22日と23日に、企業会計基準委員会 (ASBJ) は、オーストラリアの会計基準設定主体であるオーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board; AASB) の代表者との二者間会合を香港で開催した。本会合は、ASBJとAASBとの間で初めて開催された二者間会合である。

ASBJからは小賀坂副委員長、川西常勤委員及び筆者が参加し、AASBからはKris Peach議長、Kala Kandiahテクニカル・ディレクターほかスタッフが参加した。また、2018年3月23日に開催されたAASBボード会議に出席し、ASBJの概要及び作業計画の説明と今後の協力に関する議論を行った。

## 2. 主な議題

会合では、AASB及びASBJの概要、それぞれの法域における会計関連の制度、並びに最新の活動状況に関する情報交換を中心に議論を行った。また、それぞれの会計基準設定主体の基本的な考え方を共有するための議論も行われた。

## 3. 議事概要

### (1) AASB及びASBJの概要並びに最新の活動状況

本セッションでは、AASB及びASBJが、それぞれの概要、会計関連の制度、並びに最新の活動状況の共有を行った。AASBの代表者からは、次の項目を中心に説明がなされた。

- AASBの設立及び独立性
  - オーストラリアの政府機関として設立
  - オーストラリア政府との関係 (意思決定の独立性)
- AASBのボードメンバー及びスタッフの構成
  - 公的企業の会計基準に関する専門家を含む構成
- AASBの役割
  - IFRSに基づくAASB基準の公表
  - 国際会計基準審議会 (IASB) 及び国際公会計基準審議会 (IPSASB) に対する意見発信
  - リサーチ活動
- AASBが公表する会計基準の適用範囲
  - 営利企業並びに非営利の公的企業及び民間企業
- AASBの基準開発プロセス

- 営利企業及び非営利企業に対する IFRS 導入プロセス
- AASB が国際的な会計基準の開発に関する議論において果たす役割
- AASB の最新の技術的なテーマ
  - ▶ 非営利企業における IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用上の論点
  - ▶ 一般目的財務報告書を作成する企業の範囲
- 共通支配下の企業結合
- 持分法会計
- その他の包括利益

#### 4. おわりに

オーストラリアでは、公的機関を含む非営利企業にも IFRS に基づく会計基準が適用されており、営利企業の連結財務諸表への適用を前提に開発されている IFRS の非営利企業における適用が、AASB において重要な論点となっていることが特徴的であった。

また、AASB は、公正価値測定 の範囲やのれんの事後の会計処理などについて、ASBJ と見解が異なることが多いが、今回の会合で両者の見解の背景にある問題意識を共有することができたことは、今後の国際的な意見発信をより有効なものとするために、非常に有意義であったと思う。

#### (2) それぞれの会計基準設定主体の基本的な考え方の共有

AASB と ASBJ は、現在価値に基づく測定基礎の適用の範囲などについて異なる見解を有している。今回の会合では、双方の基本的な考え方をより深く理解することを目的として、次の技術的なテーマに関連して、それぞれの会計基準設定主体の見解の背景にある基本的な考え方について、意見交換が行われた。

- 仮想通貨
- 無形資産（のれんを含む）

